

小野市福祉給付制度適正化条例(案)

2013年3月11日

小野市議会本会議傍聴記

藤原議員「小野市は怖い町」「あたたかさのない条例に反対」「弁護士会からは『憲法違反』との指摘も」
蓬萊市長・松野市民福祉部長「県・国は違法性ないとの回答。反対するなら実施後に裁判に訴えよ」

【概要】

蓬萊市長から今議会に突然提案された福祉給付制度適正化条例にたいし、小野市議会本会議で11日、日本共産党の藤原章議員、市民クラブの山本悟朗議員が一般質問。(市議会は4会派16人)

藤原議員は、冒頭、国がすすめている「生活保護制度見直し」について、小野市への影響と、他制度への影響について質問。つづいて「日本共産党は条例制定には反対する」と表明したうえで、「発表のプロセス」「受給者の気持ちをどう思うか」「申請・受給抑制にならないか」「自由法曹団の意見表明、兵庫県弁護士会長の声明の指摘」を紹介し追及した。

蓬萊市長、松野和彦福祉部長は、「全国どこでも起こり得る課題に対して、「言われてからやるのではなく、言われる前にやる」、まさに、「後手から先手管理」への転換を実践する“3本の矢”として、「市財政を圧迫している状況ではないが、社会保障制度は国民全体の協力で成り立っていることを市民一人ひとりが考えるきっかけとすることであり、大いに議論して地域社会全体の共通事項として市民と分かり合える条例を目指す」とし、「悪いところは成立した後で直せばいい。撤回する意思はない。必ず成立させてほしい」などと答弁。

弁護士会の会長声明や、自由法曹団の意見表明の指摘にたいしては、「顧問弁護士、県と事前に精査し、県を通じて国にも照会したが『違法性はなく問題はない』との回答を口頭で得ている」とし、「条例制定に反対する団体からの定形的なFAXが増えている」が「制定に反対するなら成立後、裁判に訴えるのがスジ。待っている」などと答弁した。

【要旨】

1、藤原章議員(日本共産党)の一般質問

(1)「福祉給付制度適正化条例について」

答弁 松野市民福祉部長

「条例」について「発表のプロセス」

藤原：議運当日の提案は市民の理解得る努力もされず性急だ。

答弁：「事前に県に持参しつづさに審査してもらい、国にも照会してもらったが「法的に問題はない」との回答を口頭で得た」。県からは、「趣旨には反対しない」が、「『推進委員』と保護法27条、28条との関係の整理」などの指摘を受けた。

「受給者の気持ちをどう思うか」

藤原：肩身のせまい思いをし、つつましく生活している生活保護受給者、子育てに苦労されている児童

扶養手当受給者にどのような「思い」と影響を与えようか。絆を断ち切るあたたかさのない条例だ。
答弁：その通りで、受給者を追いやるつもりはないが、大多数の受給者を踏みにじる「一部の不正・不適切」は防止すべき。3月4日の保護費支給日も、「普通の生活をしていれば私たちには関係ないこと」と受給者に不満はなかった。情緒的議論は問題の解決を遅らせる。

現場でないとわからないことを黙認せず解決する。朝日の「天声人語」氏（3/6）は条例を読んでいるのか。情緒的でなく、あたりまえのことを正しく運用し生保バッシングを和らげる条例だ。

「申請・受給抑制にならないか」

藤原：規制緩和や不十分な年金制度のもとで生活保護以下の人が増えており、逆に必要性が高まっている。条例が「必要な人を捕捉する」とは思えない。

答弁：抑制でなく、保護すべき市民をすみやかに発見する漏給防止が目的だ。

蓬萊市長の答弁

藤原：条例撤回の意思はあるか。

答弁：共産党とは意見が違う。受給を規制するつもりはない。撤回するつもりはない。「不適切な費消」については国として論議すべきこと。大いに論議し、「無関心から関心」に変え、悪いところは成立した後で直せばいい。必ず成立させる。

藤原：「自由法曹団の意見表明、兵庫県弁護士会長の声明」の（要旨を紹介したうえで）指摘についてどうか。

答弁：「法に反していないとの回答を得ている」「反対なら成立後に訴えればいい。待っている。」「弁護士会は声明、意見表明を置いていったが、アポをとり私に直接手渡すべき。非常識だ」

出ない杭は腐る。無理を承知で、あえて出る杭になる。「条例」にたいし大いなるバッシングがあると思ったが、全国から賛成、激励の声が多数寄せられている。

反対する団体からの定形的なFAXが増えているが、自分の意見を言うべき・・・。「いまは論ずるより行動だ」・・・（こんにちは市長です2/27の主旨を繰り返す）

10月にできる北播磨総合医療センター（蓬萊企業長）にともない小野市民病院と三木市民病院は統合閉鎖されるが、小野市民病院の退職が相次ぎ、5月には常勤医師が33人から18人に減り、病棟、外来の縮小をせざるをえない。しかし、新病院は200億円で27科目450床、神戸大学の付属病院として全面的支援を受けており、人材は必ず集まってくる。

私は民間企業時代にリストラもやってきたが、金と人事権は一体が普通だ。しかし医療の世界は違う。10月の移行を前に市民病院をやめる医師は「かけこみ退職公務員」と同じだ。生活保護も同じだ。

(2)生活保護制度見直しについて

答弁 松野市民福祉部長

藤原：見直し内容と小野市民への影響

答弁：「改革推進法・付則」にもとづき、国会、国民会議で現在審議中。基準額引き下げ等の小野市の影響の詳細は把握できていない。

藤原：他制度への影響

松野：政府は「他の制度にできる限り影響が及ばないように対応する」と方針だ。

2、山本悟朗議員(市民クラブ)の一般質問「条例について」 答弁 松野市民福祉部長

答弁：全国各地から電話やメールなど予想以上の反響にとまどい、業務に支障。6割が賛成意見。反対意見は「監視や、権利制限」を危惧するなど。パチンコいっさいダメとは言っていない。マスコミの見出し、ヘッドラインがセンセーショナルで、現行の生活保護への不信感とあいまって、主旨とかけ離れた議論になっている。現場のCWはまじめに休日返上で指導にあたっているが苦悩や落胆するケースもある。寄せられた意見にお礼申し上げ、生かしたい。

罰則規定がないのは国の基準で処理するから。条例は「生活上の義務規定」を明文化したもの。刑法の賭博も常習賭博に限る。県の保護課を通じて国に紹介したが問題ないとの回答だった。

山本：(生活保護、児童扶養手当と並んで)「その他福祉制度の公的金融給付」には「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」との説明だが、給付を伴うものは多数ある。4つに特化した理由は。

答弁：1条は生活規範規定。「その他」には多種あるが主なものを示しており、4種に限定するものではない。

山本：第4条3項「指導・援助」の強制力について。法27条は3点セットだが、条例4条3項は法27条をアレンジしており、第3項に該当するものがないにはなぜか。

答弁：4条は市の体制を規定したもの。

山本：市民等の情報提供について、不正受給の「監視」、「過度の遊興」の「見守り」と解釈するが、市民が受給者かどうかかわからない。5条2項ですみやかに通報すれば対応がなされるので5条3項は不要ではないか。

答弁：これまでも通報はある。5条は3項の「不正受給の監視」、「過度の遊興」の通報だけでなく漏給の発見通報も含め絆の証として規定。

山本：適正化協議会の役割について。受給者の生活支援とともに、法62条3項の保護の変更・停止・廃止をも協議するのか。メンバー構成は。

答弁：変更・停止は法にもとづいて行う。協議会は生活安定支援を協議する場だ。メンバーは1年以内を決める。

山本：推進員の役割について。ケースワーカー(CW)の職務は受給等の支援と不正対応があるが、不正発見は「推進員」に、生活支援はCWに、と分担するのか。「不正受給」のみが推進員の7条の調査対象と考えるがどうか。

答弁：分担ではない。情報を得る手段として規定した。

山本：不正利得の徴収等の内容について。法にもとづく費用の返還には、悪意がない場合は63条、悪意がある場合は78条とされているが、条例は後者のみ規定している。目的は「悪意の不正」防止に限

るのか。

答弁：

山本：刑法犯罪の告発等の規定について。刑法に規定する「賭博」に限定して「告発」を条例化した意義は。

答弁：

山本：(再質問)「不正」と「過度の遊興」が並列されているが、条例の主旨は居場所づくりと自立支援の具現化ではないのか。

蓬萊市長の答弁

市民は「顧客」。顧客満足度の向上へ、変えよう小野、変わろう小野市、破壊と創造、一貫してぶれない小野。生活保護にたいする指摘にたいし何をしたか。市民の90%は条例に拍手していると思う。新しい小野、オンリーワンをめざす。

小野市は全国に先駆けて5年前から「いじめ等防止条例」を、廃屋(空き家)対策に市民・自治会・議会・行政が一体となって取り組むことを定めた「空き家等の適正管理に関する条例」を今年1月から施行している。いずれも、市民の声に耳を傾け、大きな問題が起こる前に市独自で制定した条例だ。「福祉給付制度適正化条例」を加えたこれら3つの条例は、全国どこでも起こり得る課題に対して、「言われてからやるのではなく、言われる前にやる」、まさに、「後手から先手管理」への転換を実践する“3本の矢”だ。

大阪の橋下市長は罰則規定がないと批判するが、大阪の保護率は5.7%。本市0.29%の20倍だ。なぜ見える制度をつくらないのか。

生活保護費の年額は40億円。市庁舎1か所の建設費40億円と同額。学校給食の無料化は半額で可能、コミバスの6倍、ワクチン接種の3倍、中3こども医療費の完全無料化の2.5倍。

受けたい人にはもっと利用してもらおうが、自立支援の税金を常習的に「過度の遊興」に使うのはだめ。人間としてあたりまえのことだ。「金が入ったから今からパチンコ」「カネなくなったから貸してといて、貸すとパチンコへ」。アルコール依存は「病気」だ、医療受け治療につなぐべき。憲法違反、生活保護法違反なら裁判うけて立つ。顧問弁護士、厚生労働省からお墨付きを貰っている。法はまげていない。「拙速」というがスピード感をもってやるのがリーダーだ。5年前より受給者は164%増加しているが、条例の実施で300%になっても財政は可能。「無関心から関心」への意識改革が必要だ。